

事務連絡
令和6年12月16日

令和10年中に有効期間満了を迎える
奈良県知事登録の介護支援専門員 各位

奈良県福祉医療部介護保険課
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
福祉人材センター

令和7年度奈良県介護支援専門員専門研修課程Ⅰ受講希望調査について(依頼)

標記の件について、あなたが現在お持ちの介護支援専門員証(以下、「専門員証」という。)は、令和10年中に有効期間が満了します。

専門員証は、介護支援専門員として実務に従事する場合に、携行する必要があるもので、有効期間の定めがあります。

有効期間の満了日以降は、介護支援専門員としての都道府県知事登録は有効ですが、介護支援専門員としての業務はできません。

そのため、介護支援専門員として引き続き実務に就かれる場合は、所定の介護支援専門員研修を修了したうえで、有効期間の更新手続きを行っていただく必要があります。

つきましては、ご自身に必要な研修及び受講時期を、別添1「介護支援専門員資格更新までの流れ」及び別添2「介護支援専門員証の有効期間の更新にかかる研修一覧」により必ずご確認くださいとともに、以下のとおり「令和7年度介護支援専門員 更新研修(専門研修課程Ⅰ)受講希望調査票」のご提出をお願いいたします。

回答方法：下記①又は②のいずれかをお選びいただけます。

①右下のQRコードを読み込み、Google フォーム

(<https://forms.gle/VM8VJWRPEeqxx6K2A>)に入力し Web にて回答

②別紙 調査票に記入のうえ、郵送により回答

(奈良県社会福祉協議会 福祉人材センターあて)



回答期限：令和7年1月10日(金) ※厳守願います

研修受講を希望しない場合も必ず回答願います

(更新研修に関するお問い合わせ・調査票の提出先)

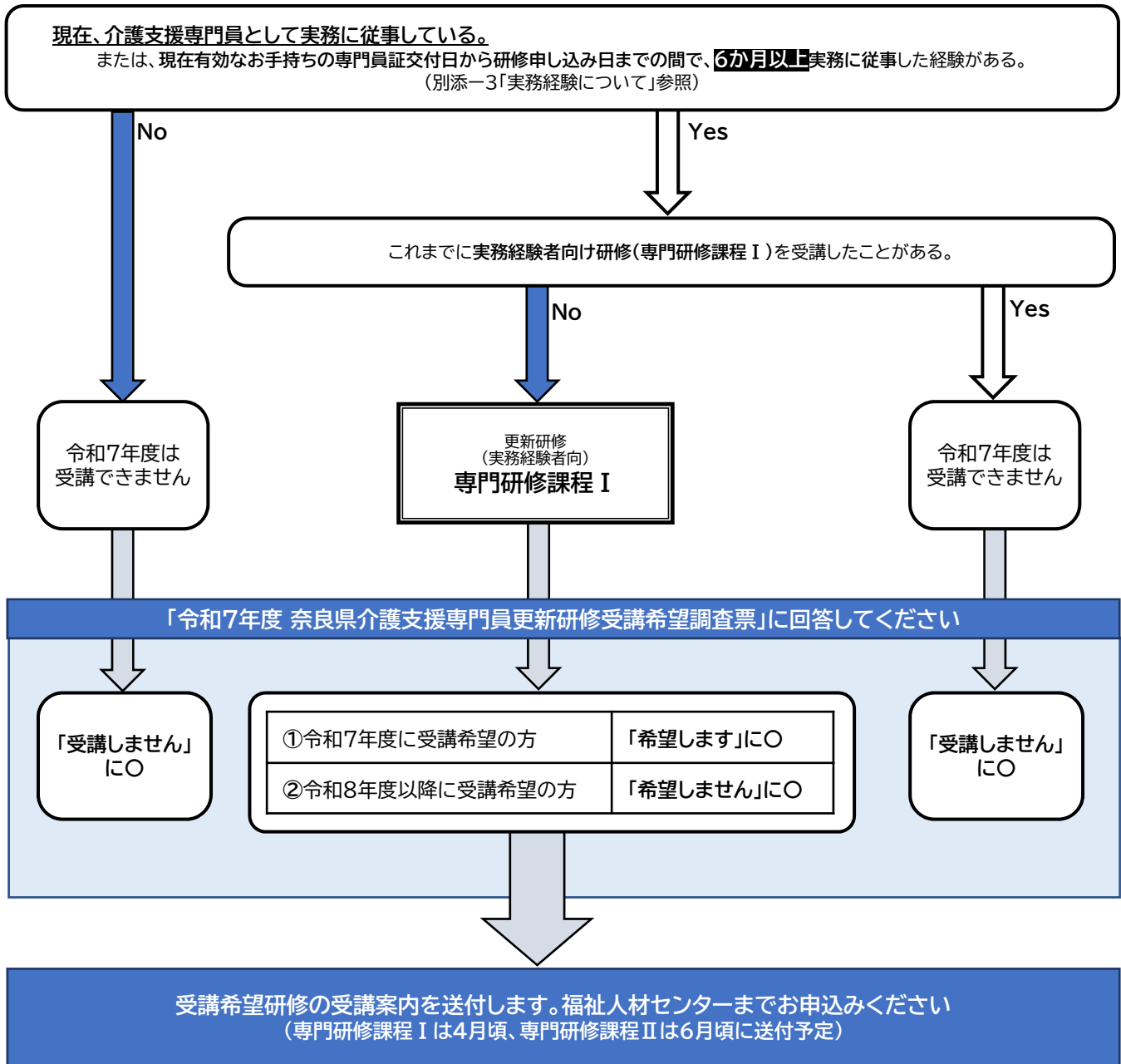
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320番地11
奈良県社会福祉協議会 福祉人材センター
TEL 0744-26-0225

(介護支援専門員証の更新手続きに関するお問い合わせ)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県介護保険課
TEL 0742-27-8556

介護支援専門員資格更新までの流れ～令和10年中に有効期間満了を迎える方へ～

- ★以下のフローチャートを用いて、ご自身に必要な研修及びその受講時期について、ご確認ください。
- ★ご確認のうえ、「受講希望調査票(以下、調査票という)」に回答してください。



★ 研修受講後～更新まで ★ (所定の研修受講後の流れを確認しましょう！)

★ 奈良県介護支援専門員更新研修を受講される方は、研修日に交付申請にかかる必要書類の案内をします

有効期間を更新した専門員証の交付

※新たな有効期間は、研修受講時期にかかわらず現在の有効期間満了日から5年間です

別添-2

介護支援専門員証の有効期間の更新にかかる研修一覧

(有効期間満了前に受講する研修)

更新研修(登録地の都道府県での受講が必要)			研修時間	受講料
実務経験者	専門研修課程 I	実務経験のある方が、初めて介護支援専門員証の更新申請する際に必要な研修。	56時間 (約14日間)	37,000円
	専門研修課程 II	更新回数を問わず、実務経験のある方が、介護支援専門員証の更新申請する際に必要な研修。	34時間 (約10日間)	24,000円
実務未経験者	現在の介護支援専門員証交付日以降に介護支援専門員として実務※に従事したことがない方が専門員証を更新申請する際に必要となる研修。 ※「実務」については、別添-3「実務経験について」を参照して下さい。		55時間 (約9日間)	40,000円

※令和6年12月1日現在の予定であり、今後変更する可能性があります。
※オンライン形式にて実施予定です。

(有効期間満了後に受講する研修)

再研修	研修時間	受講料
実務経験の有無にかかわらず、有効期間が満了した後、介護支援専門員証の交付を受ける際に必要な研修。 (更新研修(実務未経験者コース)と同じ内容)	55時間 (約9日間)	40,000円

※令和6年12月1日現在の予定であり、今後変更する可能性があります。
※オンライン形式にて実施予定です。

- 上記研修は奈良県社会福祉協議会(県指定研修実施機関)(以下、「県社協」という)が実施します。
- 主任介護支援専門員更新研修については、裏面をご確認ください。
- 有効期間満了後は、「再研修(1回/年 県社協実施)」を修了することで、あらためて介護支援専門員の業務に従事することができます。

☆☆裏面もご覧ください☆☆

令和7年度の研修案内及び研修日程(予定)

※ 調査票に受講を希望すると回答された方に、県社協より研修の受講案内を下記の時期に送付します。各時期に受講案内が届かない場合は、県社協までご連絡(TEL:0744-26-0225)ください。

※ 研修日程については下記の通り予定しています。詳細は受講案内にてお知らせします。

研 修		実施時期	案内予定
更新研修 (実務経験者)	専門研修 課程Ⅰ	令和7年4月～ 令和7年8月 (うち約14日間)	令和7年4月初旬に送付予定 ※4月9日を過ぎても 届かない場合、ご連絡ください
	専門研修 課程Ⅱ	令和7年8月～ 令和8年3月 (うち約10日間)	令和7年6月初旬に送付予定 ※6月9日を過ぎても 届かない場合、ご連絡ください
更新研修 (実務未経験者) 再研修		令和7年9月～ 令和7年12月 (うち約9日間)	令和7年7月上旬に送付予定 ※7月14日を過ぎても 届かない場合、ご連絡ください

※令和6年12月1日現在の予定であり、今後変更する可能性があります。
※オンライン形式にて実施予定です。

☆主任介護支援専門員の方へ☆

○主任介護支援専門員の方は、主任介護支援専門員更新研修(以下「主任更新研修」という。)の修了をもって、介護支援専門員証の有効期間を更新することもできます。
ただし、受講要件がありますので、すべての主任介護支援専門員が受講できるわけではありません。奈良県における受講要件は、NPO 法人奈良県介護支援専門員協会のウェブページに掲載の募集要項(令和6年度分)をご参考にしてください。

○主任更新研修は NPO 法人奈良県介護支援専門員協会が実施しています。
募集要項については、例年5月頃にホームページに掲載されます。
<http://naracare.com/>

○主任更新研修に関するお問い合わせ先
NPO 法人奈良県介護支援専門員協会
・FAX 0744-47-2912 ・MAIL carenara@kcn.ne.jp

※「主任介護支援専門員研修」(現在主任介護支援専門員でない方が、主任介護支援専門員になるための研修)については更新研修ではありませんので、介護支援専門員証の更新はできません。

別添-3

実務経験について

奈良県介護支援専門員更新研修における実務経験の定義は、下記の事業所又は施設において、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成を行うこと、とします。

ただし、

- 下記の事業所又施設で就労していたとしても、単に要介護認定の調査業務を行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを行っており、介護サービス計画書の作成をしていなかった場合は、実務経験と認められません。
- 指定居宅介護支援事業所における常勤専従の管理者については、実務経験ありと認められます。

記

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター

Web <https://forms.gle/VM8VJWRPEeqxx6K2A> または こちらから→



郵便 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320 番地 11
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会福祉人材センター 行

令和 年 月 日

令和7年度奈良県介護支援専門員更新研修(専門研修課程 I)受講希望調査票

(※受講を希望されない場合も必ず回答してください)

基本情報	ふりがな		
	氏名	(姓)	(名)
	生年月日	昭和・平成	年 月 日生
	ふりがな		
	住所	郵便番号 〒	—
	連絡先電話番号 (日中連絡が可能な番号)		
	実務経験年数 (現在の証を交付されてから(前回更新以降)、介護支援専門員として実務を行った通算期間)	年 月	実務経験がない方は、令和7年度の研修は受講できません(⇒「希望しません」に○)
	受講希望の有無 いずれかに○をつけて下さい	令和7年度の受講を 希望します	希望しません
	受講を希望しない方のみ いずれかに○をつけて下さい (現時点の予定で結構です)	令和8年度以降に受講する予定	更新しない
受講希望の方のみ	施設・事業所名	(現在勤務されていない場合は空欄で結構です)	
	介護支援専門員証 有効期間満了日	(専門員証に記載しています) 令和 10 年 月 日	
	専門員証番号		
	介護支援専門員経験種別 いずれかに○をつけて下さい	居宅介護支援専門員 ・ 施設介護支援専門員 (現在業務についておられない場合、過去の経験で結構です)	

- ※ 本調査票では受講申込は完了していません。受講を希望される方に、上記住所にあらためて受講案内をお送りしますのでご確認のうえ、お申し込みください。
- ※ 実務経験がない方は「希望しません」に○をお願いします。(別添-1 参照)
- ※ 受講を希望される方で、令和7年4月 日 を過ぎても研修の受講案内が届かない場合は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会(以下、「県社協」という)まで、ご連絡(TEL:0744-26-0225)ください。
- ※ 令和7年度奈良県介護支援専門員専門研修課程 I は、下記①②③の方々を受講対象としています。
①令和8年中に有効期間が満了する方 ②令和9年中に有効期間が満了する方 ③令和10年中に有効期間が満了する方
そのため、受講申込多数の場合は、先に有効期間満了を迎える①・②の方々を優先して受講決定いたします。
令和7年度に受講いただけなかった場合、令和8年度以降に受講いただくこととなりますのであらかじめご了承ください。
(令和8年度の受講希望調査にあらためてご回答ください。)
- ※ 介護支援専門員の登録住所・氏名等変更がある方は、必ず変更手続きをしてください。
変更届は、奈良県医療・介護保険局介護保険課のHPからダウンロードできます。
(「介護保険課」→「ケアマネジャーについて」→「各種手続き」→「介護支援専門員資格登録簿変更届出書(様式第3号)、
介護支援専門員資格登録簿変更届出書兼介護支援専門員証書換え交付申請書(様式第3号の2)」あるいは
URL「<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=26010>」)
- ※ 本希望届をご提出いただいた方については、届出内容確認のため、奈良県が本届の情報を取得し、県社協が奈良県の介護支援専門員登録に関する情報を取得することに同意いただきます。なお、奈良県が取得した情報は介護支援専門員資格管理にのみ使用し、県社協が取得した当該情報は、本研修の実施事務にのみ使用します。